第一号ロ又は第二号ロに規定する行為を制限する旨及び当該公示をした年月日を記録しなければならない。

2　農林水産大臣は、法第二十一条の三第四項に規定する公示をしたときは、表示部に追加する指定国又は指定地域、指定国又は指定地域を追加する旨及び当該公示をした年月日を記録しなければならない。

3　農林水産大臣は、法第二十一条の四第四項に規定する公示をしたときは、表示部に第二十一条の二第一項の届出を取り下げる旨及び当該公示をした年月日を記録しなければならない。

（育成者権の消滅の登録の方法）

第八十二条　育成者権の消滅（放棄によるものを除く。）の登録をするときは、その育成者権の登録を抹消しなければならない。

（混同による専用利用権等の消滅の登録の方法）

第八十三条　混同による専用利用権又は質権の消滅の登録をするときは、その専用利用権又は質権の登録を抹消しなければならない。

（削る。）

（育成者権の消滅の登録の方法）

第八十一条　育成者権の消滅（放棄によるものを除く。）の登録をするときは、その育成者権の登録を抹消しなければならない。

（混同による専用利用権等の消滅の登録の方法）

第八十二条　混同による専用利用権、通常利用権又は質権の消滅の登録をするときは、その専用利用権、通常利用権又は質権の登録を抹消しなければならない。

（裁定による通常利用権の設定の登録の方法）

第八十三条　法第二十八条第二項の裁定による通常利用権の設定の登録をするときは、当該通常利用権に係る育成者権又は専用利用権の設定の登録がされている品種登録簿の利用権等記録部に、裁定の年月日、通常利用権を設定すべき範囲、対価の額、その支払の方法及び時期並びに通常利用権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

別記様式第二号を次のように改める。

別記
様式第二号（第十一条関係）

表示部					
品種登録の番号	第　　号	登録年月日	年　月　日		
公示年月日	年　月　日 農林水産省告示第　　号				
出願番号	第　　号	出願年月日	年　月　日		
出願公表年月日	年　月　日				
農林水産植物の種類					
登録品種の名称					
品種育成をした者の氏名					
存続期間					